

農業者等営農継続緊急支援事業実施要領

令和3年11月4日
3農産第930号

第1 趣旨

本事業は、長期化する新型コロナウイルス感染症による事業収入の減少等の影響を受ける中で、令和3年8月の長雨等により被災し、厳しい経営状況にある農業者等の生産回復・経営再開に向けた取組を支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業は、以下の事業種目で構成し、それぞれの対象作物、事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率については、別表のとおりとする。

1 生産回復支援事業

(1) 農産物生産回復支援事業

被害を受けた農作物の緊急的な追加防除、施肥及び播き直し等に要した経費を支援する。

(2) 種子確保緊急対策事業

被害を受けた農作物の次年産の採種用種子の確保・供給に必要な経費を支援する。

(3) パイプハウス復旧支援事業

農作物生産のためのパイプハウス等の復旧を支援する。

2 経営再開支援事業

土砂撤去・機械の修繕等、農業者等の経営再開に必要な経費を支援する。

第3 事業の実施等

1 交付申請

(1) 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1-1号様式によるものとする。ただし、第2の1の(2)の事業を申請する場合は、別記第1-2号様式によるものとする。

(2) 知事は、前項に規定する申請書を受理し、その申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、申請者に対して補助金の交付決定を行うものとする。

(3) 申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2—1号様式（第2の1の（2）の事業の補助事業者にあつては、別記第2—2号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 事業の廃止
- イ 事業実施主体を構成する者の追加又は変更
- ウ 補助金額の増及び2割を超える減
- エ 事業費の2割を超える増減
- オ 事業種目の追加又は変更

3 実績報告

- (1) 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3—1号様式（第2の1の（2）の事業の補助事業者にあつては、別記第3—2号様式）によるものとし、補助事業者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 第3の1の（3）のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第3の1の（3）のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

第4 助成

知事は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において、助成するものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1の（2）の交付決定の日から当該決定のあった日の属する年度の3月25日までとする。

ただし、事業趣旨に鑑み、被害の早期復旧のために交付決定の日までに着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。

第6 書類の提出等

- 1 この要領に基づき知事に提出する書類は、書類を提出する者の主たる事務所が所在する市町村の長を経由するものとする。

- 2 市町村の長は、前項の書類の提出があったときは、当該市町村の区域を所管する京都府広域振興局の長に進達する。ただし、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の長にあつては、知事に進達する。
- 3 京都府広域振興局の長は、市町村の長から前項の書類の進達があったときは、知事に進達する。

第7 財産の処分の制限

- 1 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とし、その期間は、取得の日から起算すること。
- 2 処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を府に納付することを条件とすることがある。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

【別 表】

1 生産回復支援事業

(1) 農産物生産回復支援事業

対象作物	事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率																																					
<p>野菜 果樹 花き 豆類</p>	<p>生産回復のための追加防除や追加施肥に要した農薬代及び肥料代並びに播き直しに要した種苗代等を助成する。 なお、対象作物ごとの対象資材等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野菜・花き ・防除用農薬 ・草勢回復用肥料 ・播き直し用種苗(※) ・土壌改良用資材(※)</p> <p>※野菜のうち、京のブランド産品以外の作物においては、地域重点推進品目に限る。</p> <p>(2) 果樹 ・防除用農薬 ・草勢回復用肥料</p> <p>(3) 豆類 ・防除用農薬</p>	<p>3戸以上の農業者が組織する営農組合等の団体</p>	<p>以下の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。以下「被害報告要領」という。）に基づき府に報告された農業関係被害に対する生産回復を図る取組であること。 ただし、被害後に発生する病害等、被害報告要領に基づく報告時に判断できなかった被害であって、知事が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 販売農家であること。</p> <p>3 受益面積は、1で報告された面積を上限とする。</p> <p>4 対象となる資材等は、生産履歴等により「掛かり増し施用」が確認できるものであること。</p> <p>5 対象資材等は、災害の発生した日から2箇月の間に使用するものであること。</p> <p>6 他の事業との重複申請とならないものであること。</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>助成金の額は、次のア又はイのいずれか低い額を限度とし、千円未満を切り捨てる。 ア 助成の対象となる事業に要する経費に1 / 2を乗じて得た額 イ 次の用途ごとの事業費限度額に施用面積を乗じて得た額の合計に1 / 2を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="1435 647 2152 1139"> <thead> <tr> <th rowspan="3">用途</th> <th colspan="5">事業費限度額【円/10a】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">野菜</th> <th rowspan="2">果樹</th> <th rowspan="2">花き</th> <th rowspan="2">豆類</th> </tr> <tr> <th>京のブランド産品</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用農薬</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>9,000</td> <td>4,600</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>草勢回復用肥料</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播き直し用種苗</td> <td>67,000</td> <td>67,000(※)</td> <td></td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌改良用資材</td> <td>42,000</td> <td>42,000(※)</td> <td></td> <td>42,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目に限る。（豆類除く）</p> <p>防除用農薬、草勢回復用肥料について、生育回復の状況により複数回施用された場合は、本金額に施用回数を乗じた額を限度額とする。</p>	用途	事業費限度額【円/10a】					野菜		果樹	花き	豆類	京のブランド産品	左記以外	防除用農薬	4,600	4,600	9,000	4,600	900	草勢回復用肥料	5,000	5,000	6,000	5,000		播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		100,000		土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		42,000	
用途	事業費限度額【円/10a】																																								
	野菜		果樹	花き		豆類																																			
	京のブランド産品	左記以外																																							
防除用農薬	4,600	4,600	9,000	4,600	900																																				
草勢回復用肥料	5,000	5,000	6,000	5,000																																					
播き直し用種苗	67,000	67,000(※)		100,000																																					
土壌改良用資材	42,000	42,000(※)		42,000																																					

(2) 種子確保緊急対策事業

対象作物	事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率等
水稲 黒大豆 小豆	次年産の種子確保のため、一般生産物を種子転用する場合に要する再調製経費（再検査費用及び種子消毒費用等）を助成する。	京都府種子協議会	対象作物の品種について、水稲は推奨品種*「コシヒカリ、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、ヒノヒカリ、祝（酒造用）、新羽二重糯」、黒大豆は「新丹波黒」、小豆は「京都大納言」のみを対象とする。 * 京都府主要農作物種子生産及び供給事業実施要領により指定された品種	定額

(3) パイプハウス復旧支援事業

対象作物	事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率
野菜 花き	<p>倒壊等による被災パイプハウス及びこれに付帯する施設の復旧及び撤去に要する次に掲げる経費を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の生産に必要なパイプハウスの修繕又は気象災害による農業被害前と同程度のパイプハウスの取得 2 パイプハウスを修繕するために必要な資材の購入 3 1及び2における施設補強等のために必要な経費 4 1と一体的に修繕し、又は取得する付帯施設の整備 5 撤去に要する経費（ただし、撤去のみの実施は対象外とする。） 	<p>3戸以上の農業者が組織する営農組合等の団体</p>	<p>以下の基準を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。 2 販売農家であること 3 事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。 4 他の事業との重複申請とならないもの。 5 園芸施設共済の引受対象となる施設を修繕又は取得（以下「復旧」という。）する場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証の加入等がなされるものであること。 なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時期に限定せず、通年とし、また、当該施設の処分制限期間において継続されているものとする。 	<p>【パイプハウス及び付帯する施設の復旧に要する経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園芸施設共済加入者 1／2以内 <p>ただし、共済金国庫相当額と府補助金の合計が補助対象経費の2／3を上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 園芸施設共済未加入者 3／10以内 <p>ただし、民間事業者による保険金等と補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p> <p>【撤去に要する経費】 1／2以内 ただし、 290円／㎡ を上限とする。</p> <p>(千円未満は切り捨て)</p>

2 経営再開支援事業

事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率等
<p>1 農林水産業経営の再開に必要な次の経費に対し助成する。ただし、被災により、使用できなくなった器具、機器等を対象とし、汎用性の高い器具、機器等に関するものは対象外とする。</p> <p>(1) 器具、機器の購入 (2) 機械、施設の修繕（パイプハウスを除く） (3) 被災農地の簡易な復旧 (4) その他知事が認めるもの</p>	<p>販売農家、畜産農家、漁業者等</p>	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成12年12月27日付け2農産第1437号。）に基づき府に報告され、当該市町村に主な経営基盤を持つこと。</p> <p>2 事業内容の欄の1の（1）については、災害の発生した日から2箇月の間に使用するものであること。</p> <p>3 事業内容の欄1の（2）又は（3）については、事業実施年度の3月25日までに完了する取組であること。</p> <p>4 他の事業との重複申請とならないものであること。</p>	<p>1 補助率 1／2以内 （千円未満は切り捨て）</p> <p>2 補助金額 1 事業実施主体当たり100千円を上限とする。 ただし、共済金（民間事業者による保険金等含む）と補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行うこととする。</p>